

～美容外科クリニック分院長の退職後の 競業避止義務の有効性と逸失利益の算定～

大阪地方裁判所令和8年7月9日判決
令和6年（ワ）第8646号 損害賠償等請求事件
〔美容外科クリニック事件〕

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 平野 和宏

本件は、全国展開する大手美容外科グループ（TCBグループ）の分院院長・管理者兼理事であった医師（被告）が、原告への退職願提出後、退職に先立って本件分院から約2キロメートルの近接地域に美容外科クリニックを開設し、その後退職したことに対し、合意に基づく競業避止義務違反（債務不履行）による損害賠償を求めたところ、裁判所は、①役職・地位の高さ、顧客情報の保護の必要性、限定された禁止範囲（退職前直近1年以内に院長として勤務経験のある分院が所在する市区町村内かつ半径10キロメートル以内・1年間）、高額な報酬を得ていたこと及び独立サポート制度等の代償措置を総合考慮し、退職後の競業避止合意の有効性を認め、錯誤（表示行為・動機）による取消しを斥けた一方、損害賠償額の算定にあたっては、売上減少額に対する限界利益率を80%と認定しつつも、競業以外の要因（他社・グループ内過剰出店による過当競争、被告の院長就任後から退職前にかけて既に続いていた売上減少傾向、後任院長の頻繁な交代等）の影響を重視し、競業行為と因果関係のある部分が20%に満たないとした上で、具体的な損害額を2200万円と認定したものである。

第1 事案の概要

1 本判決で用いる呼称（略語）

- (1) 原告グループ：TCB東京中央美容外科グループ
- (2) 本件分院：TCB心斎橋御堂筋院
- (3) 被告クリニック：大阪市西区千代崎所在の美容外科クリニックC
- (4) 本件就業規則：原告グループの職員就業規則
- (5) 本件変更確認書：競業禁止に関するルール変更確認書
- (6) 分院A：TCB心斎橋筋院
- (7) B：原告の業務委託先である株式会社メディカルフロンティア（当時）のドクターサポー

- ト部門ゼネラルマネージャー B
- (8) 本件資料：「競業の禁止緩和のご案内－開業サポートについて」と題する資料
- (9) 販管費：販売費及び一般管理費

2 原告の請求

本件は、美容外科クリニックの経営を全国展開する医療法人社団である原告が、原告の理事兼原告グループの分院の院長・管理者を務めていた美容外科医師である被告において、原告が退職願を提出した後、退職に先立って上記分院の近隣に美容外科クリニックを開設し、退職後も同所で競業し、原告との合意に基づく競業避止義務に違反したとして、被告に対し、債務不履行に基づき、逸失利益合計 1 億6120万6340円の損害賠償及びこれに対する訴状送達の日（令和 6 年 9 月 12 日）から支払済みまで民法所定の年 3 % の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

第2 争点

- 1 被告の競業避止義務の有無（争点 1）
- 2 競業避止義務違反による損害の有無及びその金額（争点 2）

第3 当事者の主張の概要

当事者の主張の概要は、次の【表 1】記載のとおりである。

【表 1】

項目	原告の主張	被告の主張
競業避止義務の有効性	有効。マーケティング成果や顧客関係の保護、高額報酬。独立サポート制度等の代償措置あり。	無効。公序良俗違反（過剰な制限、代償措置なし）。また、説明不足による表示行為・動機の錯誤取消し。
損害額算定の基礎利益	売上減少額×粗利益率（90%）	限界利益（販管費中の変動費を控除）によるべき。売上減少と独立は無関係。
競業行為との因果関係	売上減少は被告の独立開業・競業のみに起因する。	他社・自社過剰出店、同業過当競争、評判下落、後任院長の交代など他要因による。

第4 裁判所の判断

1 主な認定事実等

裁判所が認定した事実等（争いがない前提事実を含む。）の概要は、次の【表 2】記載のとおりである。